

事業主、船舶所有者、被保険者のみなさまへ

重要なお知らせ

<青森県、茨城県は、延長されている社会保険料の納期限は7月29日に>

このたびの東日本大震災により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1. 延長されている社会保険料の納期限が7月29日（金）に定められました

東日本大震災により、納期限が延長されている社会保険料について、青森県、茨城県に所在地を有する事業所等の延長後の納期限が、以下の通り定められました。

延長されていた保険料の納付につきましては、延長後の納期限までに計画的に納付いただきますようお願いいたします。また、納付については、送付してあります「納入告知書」（3枚綴り）を添えて金融機関でお願いいたします。

(1) 延長後の納期限が定められた地域

青森県、茨城県

(2) 対象となる保険料

平成23年2月分～平成23年5月分（7月中旬までに告知書を送付予定）

(3) 延長後の納期限

平成23年7月29日（金）

2. 社会保険料の口座振替を再開します

青森県、茨城県に所在地を有する事業所等については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替を停止しておりましたが、平成23年6月分保険料（平成23年8月1日（月）納期限）より口座振替を再開いたします。

なお、納付が延長されていた保険料の納期限（7月29日（金））と近接しますので、預金残高にご注意願います。

また、震災の影響等により、口座振替を実施することが厳しい事業所等におかれましては、お手数をおかけ致しますが、管轄の年金事務所に、保険料口座振替辞退（取消）通知書を提出していただきますようお願いいたします。

3. 納付の猶予

災害等により財産に相当な損失を受けたことにより、保険料の納付が困難な場合は、納付の猶予を受けることができます。また、取引先の休・廃業や市場の悪化（風評被害）等により著しい損失が発生した場合にも猶予を受けることができます。お近くの年金事務所で、ご相談ください。

（注）納付の猶予を受けるためには、担保が必要となる場合があります。

4. 東日本大震災に対処するための特例措置

東日本大震災に対処するための 厚生年金保険等の標準報酬月額の新定等の特例措置

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が、去る5月2日（月）に公布・施行され以下の措置が講じられています。

(1) 標準報酬月額の新定の特例

被災地域における事業所の被保険者に係る健康保険、船員保険及び厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から新定ができることとされました。

(2) 保険料の免除の特例

被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険料の免除ができることとされました。

(3) 厚生年金基金の標準給与の月額及び掛金等の免除の特例

上記1の厚生年金保険の標準報酬月額を新定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を新定された月に係る加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に新定することができることとされました。

また、上記2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、厚生年金基金に申し出ることによってその掛金または徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとされました。

(4) 子ども手当（児童手当）の拠出金の免除の特例

災害地域における事業所において、上記2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所は、子ども手当法により適用される場合の子ども手当の事業主拠出金を免除することができることとされました。

※ 郵便物が届かない状況となっている場合がございますので、住所を変更されている場合は年金事務所に住所変更届を届出いただき、一時的に避難所にいらっしゃるなど住所変更されていない場合でも郵便局に避難先届を出していただくなど、転送のお手続きなどをしていただきますようお願いいたします。

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 **0120-707-118**

050 番号の IP 電話からは **03-6700-1131**

期 間 : 平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時まで

※一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でもお受けしています。